



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県例規集掲載事項）

- 規則
 - *55 和歌山県税規則の一部を改正する規則（税務課）
- 告示
 - 736 生活保護法による指定医療機関の廃止（福祉保健総務課）
 - 737 " " " " " "
 - 738 生活保護法による医療機関の指定（ " " ）
 - 739 " " " " " "
 - 740 生活保護法による介護機関の指定（ " " ）
 - 741 名田周辺土地改良区の役員の就退任（農業農村整備課）
 - 742 宅地造成工事規制区域の指定（都市政策課）
- 和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令
 - *2 和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令（青少年・男女共同参画課）
- 公告
 - 争議行為を行う旨の通知（労働政策課）

規 則

和歌山県規則第55号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成21年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式（注）を次のように改める。

（注）

- 1 不動産取得税の特例控除・減額に該当する場合は、該当する条項を○で囲ってください。
- 2 平成22年3月31日までに長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅を新築した場合は、第42条の15第1項の規定の適用を受けたいときは、認定長期優良住宅であることを証する書類を添付してください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年6月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

告 示

和歌山県告示第736号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市医 36-7	利光こども医院	有田市野433-7	平成 9.1.1
有市医 30-3	山下眼科クリニック	有田市新堂弁天46-3	平成 8.9.1

和歌山県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
紀薬 1-17	オージェイドラッグ打田薬局	紀の川市打田1363	平成 21.2.28

和歌山県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市医 54-21	利光こども医院	有田市野433-7	平成 9.1.1

有市医 55-21	山下眼科クリニッ ク	有田市新堂46-3	平成 8.9.1
--------------	---------------	-----------	-------------

紀薬 5-21	オージェイドラッ グ打田薬局	紀の川市打田1363	平成 21.3.1
------------	-------------------	------------	--------------

和歌山県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
------------	-----	-------	--------------

和歌山県告示第740号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
有限会社ヒューマンケア キタデ	御坊市湯川町財部728-4	ヒューマンケアキタデ	御坊市蘭98-3	福祉用具貸与・ 特定福祉用具販売・ 介護予防福祉用具貸与・ 特定介護予防福祉用具販売	平成 21.5.1
社会福祉法人和歌山ひまわり会	和歌山市有本434番地の2	訪問看護ステーションすまいる	有田郡広川町和田18	訪問看護・介護 予防訪問看護	平成 21.5.1
株式会社鼎コーポレーション	岩出市西野353-4	ヘルパーステーションかなえ	岩出市西野353-4 シン コウビル1F-A	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 21.5.1

和歌山県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、名田周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成21年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 就任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	西崎文裕	御坊市熊野1253番地
理事	桶谷博	御坊市岩内14番地
理事	岡義則	御坊市塩屋町北塩屋28番地
理事	山田泰久	御坊市塩屋町北塩屋910番地3
理事	坂本守	御坊市塩屋町南塩屋1509番地
理事	前田敏雄	御坊市名田町野島3533番地
理事	河端正憲	御坊市名田町野島1730番地
理事	堀端知	御坊市名田町野島307番地
理事	森保	御坊市名田町上野1434番地
理事	寺下和宏	御坊市名田町上野1573番地2
理事	森田友一	御坊市名田町楠井2331番地
理事	関本紘一	御坊市名田町楠井514番地
理事	山野茂	御坊市名田町楠井614番地

理事	池田幸延	日高郡印南町大字津井396番地
理事	辻本峰一	日高郡印南町大字印南1474番地の1
理事	塩路利幸	日高郡印南町大字印南1839番地
理事	江川律	御坊市名田町上野1264番地
理事	矢野嗣朗	御坊市名田町楠井1865番地
監事	北村良雄	御坊市塩屋町北塩屋132番地
監事	笹本勝也	御坊市名田町野島3431番地内1号
監事	川瀬邦造	日高郡印南町大字印南2265番地の3

2 退任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	西崎文裕	御坊市熊野1253番地
理事	桶谷博	御坊市岩内14番地
理事	岡義則	御坊市塩屋町北塩屋28番地
理事	山田長政	御坊市塩屋町北塩屋1418番地2
理事	坂本守	御坊市塩屋町南塩屋1509番地
理事	前田敏雄	御坊市名田町野島3533番地
理事	河端正憲	御坊市名田町野島1730番地
理事	堀端知	御坊市名田町野島307番地
理事	田中雅文	御坊市名田町上野1464番地
理事	小森勝	御坊市名田町上野1500番地
理事	森田友一	御坊市名田町楠井2331番地

理事 関本紘一 御坊市名田町楠井514番地
 理事 山野茂 御坊市名田町楠井614番地
 理事 中尾輝雄 日高郡印南町大字津井155番地
 理事 辻本峰一 日高郡印南町大字印南1474番地の1
 理事 川瀬邦造 日高郡印南町大字印南2265番地の3
 理事 柏木征夫 御坊市藺206番地
 理事 久保井始 日高郡印南町大字西ノ地1311番地の1
 監事 佐野義機 御坊市名田町上野1443番地3
 監事 脇谷晴彦 日高郡印南町大字印南1714番地の2
 監事 中村裕一 御坊市熊野392番地

和歌山県告示第742号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の規定により、次の区域を宅地造成工事規制区域として指定する。ただし、その効力は平成21年7月1日から生ずるものとする。

その関係図書は、和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課及び橋本市役所において閲覧に供する。

平成21年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

次に掲げる地域に掲げる線、地物、施設又は工作物(以下「線」という。)で囲まれる土地の区域。ただし、線の起点は前の線との最初の交点(最初の線にあつては、最後の線との交点)とし、線の終点は次順位の線の起点(最後の線にあつては、最初の起点)とする。

1 橋本市地区

- (1) 橋本市と伊都郡かつらぎ町との境界
- (2) 市道高野口北部連絡線
- (3) 市道高野口29号線
- (4) 市道嵯峨谷下中1号線
- (5) 嵯峨谷川
- (6) 市道九重1号線
- (7) 九重農免農道
- (8) 市道西山支線
- (9) 林道三番叟線
- (10) 県道山田岸上線
- (11) 県道山田御幸辻停車場線
- (12) 橋-三角点-橋
- (13) 市道根古線
- (14) 市道矢倉脇深山線
- (15) 市道矢倉脇柱本線
- (16) 市道紀見峠沓掛線
- (17) 国道371号線(旧)
- (18) 市道細川柱本支線
- (19) 市道細川柱本線
- (20) 市道細川平野線
- (21) 橋本市と五條市との市境界

- (22) JR和歌山線
- (23) 県道隅田停車場線
- (24) 国道24号
- (25) JR和歌山線
- (26) 市道旧大和街道線
- (27) 市道高野口4号線
- (28) 市道名古屋52号線
- (29) 市道名古屋29号線
- (30) 市道住吉団地4号線
- (31) 市道住吉団地10号線
- (32) 市道高野口2号線
- (33) 市道名倉線

和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

和歌山県訓令

和教委訓令第2号

和歌山県警察本部訓令

庁中一般
振興局
保健所
警察署

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県教育委員会委員長 湯川力

和歌山県警察本部長 永松健次

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程(平成11年和歌山県)

山県訓令

山県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

山県警察本部訓令

第3条第2項の表教育委員会の項中「県立学校課 小中学校課」を「学校指導課」に改める。

第6条中「和歌山県文書規程(昭和61年和歌山県訓令第2号)」を「和歌山県公文書管理規程(平成13年和歌山県訓令第12号)」に改める。

附則

この訓令は、平成21年6月2日から施行する。

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成21年5月21日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成21年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成21年6月5日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。